

肉用牛肥育経営緊急支援事業(肥育農家緊急対策事業)実施要領
(平成23年10月14日付け23農畜機第3019号承認)

制定：平成23年10月12日付け岐畜第372号
社団法人岐阜県畜産協会

平成23年3月11日の東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所の事故発生以降に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが給与された肉用牛の牛肉から、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことにより、肉用牛肥育経営は、出荷の停止や自粛を求められたり、枝肉価格の低下から資金繰りが悪化し、経営の継続が困難となっている。

このため、社団法人岐阜県畜産協会(以下「協会」という。)は、肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要綱(平成23年8月19日付け23農畜機第2228号。以下「要綱」という。)に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)の補助を受け、肉用牛肥育経営に対し、緊急支援金を交付することとし、もって岐阜県の肉用牛肥育経営の安定を図るものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、要綱及び「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号)に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

第1 事業の内容

この事業の内容は、協会が事業対象者に対して緊急支援金の交付を行うものとする。

第2 事業対象者

この事業の対象となる者は、岐阜県内で牛の肥育(専ら肉量の増加を目的として飼養することをいう。以下同じ。)を行う者であって、第3の1の事業対象牛に係る損益が帰属し、かつ、第5の規定による緊急支援金相当額の返還ができるものとする。

第3 事業の要件等

1 事業対象牛

(1) この事業の対象となる牛は、牛肉の放射性物質に係る検査計画及び出荷計画の策定に当たっての基本的対応方針(平成23年7月29日厚生労働省公表)に基づく出荷計画(都道府県域の一部を対象とするものを含む。)に基づいて、出荷が開始された平成23年8月29日において肥育に供されている牛(搾乳又は繁殖に供される雌牛を除く。)であって別表1に定める月齢に該当するものとする。

